



佐賀県公報

平成19年
5月14日
(月曜日)
第 12903号

○規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十四日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第五十三号

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告示

(五三・生産者支援課) 一

○平成十九年度木材業者及び製材業者の登録

○平成十九年度地籍調査事業計画

○道路の区域の変更

公 告

(二五五・林業課) 二
(二五六・土地対策課) 二
(二五七・道路課) 二

○土地改良区役員の就退任届

教育委員会事項

(農地整備課) 二

○教育用コンピュータ設備四式の購入に係る一般競争入札

(公 告) 二

公布された規則のあらまし

○佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (条例第五三号)

規則 (条例第五三号)

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第三条関係)

2 網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に区分されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第七号) 様式第一〇号関係

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和五十五年佐賀県規則第五十三号) の一部を次のように改正する。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和五十五年佐賀県規則第五十三号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「コサギ」の下に「アオサギ」を加え、「サル」を「ニホンザル」に改め、同条第二号中「飛行機」を「航空機」に改め、同条第四号中「ホオジロ又は」を削る。

第三条中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

様式第七号から様式第十号までを次のように改める。

様式第7号(第8条関係)

(表)

整理番号							
狩猟免許申請書							
佐賀県知事様		年　月　日					
住　所	(〒　　　　　　)						
	電話番号(　　　　　　)						
ふりがな							
氏　名	印						
生年月日	年　月　日生						
<p>下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする獣具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の獣具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)</p>							
<input type="checkbox"/> 網猟免許 1 網		<input type="checkbox"/> わな猟免許 2 わな					
□第1種 銃猟免許	3 ライフル銃	獣銃・空気銃 所持許可証番号					
	4 散弾銃						
□第2種 銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	許可年月日 年　月　日					
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)						
免許の種類	狩猟免許番号	試験の 結　果	適性試験			知識 試験	技能 試験
			視力	聴力	運動能力		
網　猟　免　許	号						
わな猟免許	号						
第1種 銃　猟　免　許	号						
第2種 銃　猟　免　許	号						

(裏)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県知事名		交付年月日	年月日	狩猟免状の番号	号	更新の有無

他の免許	免許	都道府県知事名		交付年月日	年月日	狩猟免状の番号	号	更新の有無

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有	2 無
執行を受けることのなくなった年月日		

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	1 有	2 無
年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りように記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し、それ以外の場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書
- 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

様式第8号(第8条関係)

(表)

整理番号					
狩猟免許更新申請書					
佐賀県知事様					
年 月 日					
住 所	(〒) 電話番号()				
ふりがな					
氏 名	印				
生年月日	年 月 日生				
<p>下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)</p>					
<input type="checkbox"/> 網猟免許 1 網		<input type="checkbox"/> わな猟免許 2 わな			
□第1種 銃猟免許	3 ライフル銃	獵銃・空気銃 所持許可証番号	号		
	4 散弾銃				
□第2種 銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	許可年月日	年 月 日		
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
免許の種類	狩猟免許番号	適性検査の結果			
		講習会	視力	聴力	運動能力
	網 猎 免 許	号			
	わな 猎 免 許	号			
	第 1 種 銃 猎 免 許	号			
第 2 種 銃 猎 免 許	号				

(裏)

(2) 更新しようとする狩猟免許（免許の種類欄の□にレ印を付す。）

免許の種類	狩猟免許を交付した 都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
□網猟免許	知事	号	年月日
□わな猟免許	知事	号	年月日
□第1種銃猟免許	知事	号	年月日
□第2種銃猟免許	知事	号	年月日

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類	
-------	--

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りように記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し、それ以外の場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書
- 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

様式第9号(第8条関係)

(表)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害賠償	
※放鳥獵区の区域の登録の有無	

※整理番号

狩猟者登録申請書

写真

佐賀県知事様

年月日

住所	(〒) 電話番号()
ふりがな	
氏名	印
生年月日	年月日生

収入証紙

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入すること。

なお、第1種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)。

□網猟免許に 係る登録	1 網	都道府県 知事名	知事	交付 年月日	年月日	狩猟免状の番号
□わな猟免許 に係る登録	2 わな	都道府県 知事名	知事	交付 年月日	年月日	狩猟免状の番号
□第1種銃猟 免許に係る登 録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	都道府県 知事名	知事	交付 年月日	年月日	狩猟免状の番号
□第2種銃猟 免許に係る登 録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	都道府県 知事名	知事	交付 年月日	年月日	狩猟免状の番号
所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許						

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所

1 県下全域	2 放鳥獵区の区域
--------	-----------

(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年　月　日から　年　月　日まで
-------------	------------	-------	-----------------

(4) 猿銃・空気銃所持許可証番号及び許可年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種 銃猟免許	ライフル銃	猿銃・空気銃 所持許可証番号	号	許可年月日	年　月　日
	散弾銃				
第2種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				

(6) 職業

1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者
4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者
7 採鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者
10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者
13 分類不能の職業	14 無職	

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りように記載すること。
- 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面
- 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要な書類

様式第10号(第8条関係)

(表)

※整理番号

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獵区の区域の登録の有無	

狩猟者変更登録申請書

佐賀県知事様

年 月 日

写真

住 所	(〒) 電話番号 ()
ふりがな	
氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日 生
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日

収入証紙

下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入すること。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)。

□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号

(裏)

(2) 変更をしようとする場所（変更がある場合のみ記入）

1 県下全域	2 放鳥獣獵区の区域
--------	------------

(3) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）

免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
-------------	------------	-------	----------------------

(4) 獣銃・空気銃所持許可証番号及び許可年月日（第1種銃獵免許又は第2種銃獵免許の場合）

第1種 銃獵免許	ライフル銃	獣銃・空気銃 所持許可証番号	号	許可年月日	年　　月　　日
	散弾銃				
第2種 銃獵免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				

記載上の注意事項

- 1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りように記載すること。
- 3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。
- 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要な書類

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

○告示

◎佐賀県告示第二百五十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十九年度木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十九年五月十四日

佐賀県知事 古川康

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木佐第17号	平成19年4月3日	佐賀市久保泉町大字川久保795番地2	嬉野材木店	嬉野 隆廣
佐木富第4号	"	" 富士町大字藤瀬95番地	ウッド・エコー産業	代表者 川原 嘉信
佐木鳥第18号	"	鳥栖市宿町1248番地5	鳥栖木材	代表者 大野 浩一
佐木唐第32号	"	唐津市七山藤川2270番地1	株式会社キコリななやま	代表取締役 加茂 節生
佐木唐第33号	"	" " 1936番地	富岡林業	富岡 徳大
佐木伊第30号	"	伊万里市松島町424番地4	株式会社ヤマシタ	代表取締役 田中丸紘一郎
佐木鹿第26号	"	嬉野市塩田町大字久間乙2265番地	佐賀林産加工株式会社	代表取締役 矢野 徳生

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐製佐第8号	平成19年4月3日	佐賀市久保泉町大字川久保795番地2	嬉野材木店	嬉野 隆廣

●佐賀県告示第二百五十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の二第一項の規定により、平成十九年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十九年五月十四日

佐賀県知事 古川康

一 調査を行う者の名称

多久市、伊万里市、川副町、基山町、みやき町、江北町及び白石町

二 調査地域

多久市北多久町大字小侍及び大字多久原

伊万里市南波多町笠椎、府招、小麦原、大川原、高瀬、井出野及び原屋敷

川副町大字犬井道

基山町大字園部

みやき町大字原古賀

江北町大字山口

白石町大字今泉、大字東郷、大字福吉、大字福田、大字廿治、大字遠江、

大字築切、大字横手、大字辺田、大字深浦及び大字坂田

三 調査期間

平成十九年五月十四日から平成二十年三月三十日まで

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	幅員 メートル	員員 延長 メートル
	後	前			
県道 多久若木線	多久市西多久町大字板屋六一二 九番二地先から 多久市西多久町大字板屋五九一 二番二地先まで	多久市西多久町大字板屋六一二 九番二地先から 多久市西多久町大字板屋五九一 二番二地先まで	後	一八・七 一・二・〇	九一〇・〇
			前	六・九	九一〇・〇

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川登土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年5月14日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退年月日
理 事	東島 康幸	武雄市西川登町大字神六20560番地1	平成18年9月1日退任
"	福田 政美	" 26340番地	平成18年9月2日就任

●佐賀県告示第一百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年五月十四日から平成十九年六月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

佐賀県知事 古川康

○ 教育委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月14日

収支等命令者

佐賀県教育庁総務課長 松尾和弘

1 競争入札に付する事項

	<p>(1) 購入物品名及び数量 教育用コンピュータ設備 四式 (高校用 三式、中学校用 一式)</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による</p> <p>(3) 納入期限 平成19年8月31日</p> <p>(4) 納入場所</p> <p>ア 佐賀県佐賀市大和町尼寺1698番地 佐賀県立高志館高等学校 イ 佐賀県白石町大字福田1660番地 佐賀県立佐賀農業高等学校 ウ 佐賀県多久市北多久町大字小侍23番地 佐賀県立多久高等学校 エ 佐賀県唐津市鏡(新東唐津駅土地区画整理事業地内) 佐賀県立唐津東中学校</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
2	<p>入札参加資格</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。</p> <p>(2) 当該物品の納入後、納入先の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成19年6月15日(金)の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書</p>
4	<p>入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育庁総務課 財務担当(新行政棟10階) 電話 0952-25-7224</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>入札説明会で交付する。</p> <p>なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希望するものには、平成19年5月25日(金)から6月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成19年5月25日(金)10時 佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室</p> <p>(4) 入札書の提出方法</p> <p>(5) に示す期限の前にては平成19年6月22日(金)17時15分までに(1)の場所に、当日は(6)の場所に持参すること。郵送の場合は(1)の場所に書留郵便で提出すること。</p> <p>(5) 入札書の提出期限 平成19年6月25日(月)10時(郵送の場合は平成19年6月22日(金)17時15分)</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 平成19年6月25日(月)10時 佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室</p>

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条
第2項第2号の規定により免除
- イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除
- (3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。
- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行つた者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のないもの
- カ 法令又は入札に関する条件に違反した者
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
- ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者うち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : Computer Aided Instruction, four systems
- (2) Deadline : 10:00A.M.,25 June, 2007
- (3) For more information, Contact : Education Administration Division, Saga Prefectural Government. 1-1-59 Jonai, Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570 Japan
TEL 0952-25-7223

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月十四日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷